

# 令和8年度 就学援助制度について(お知らせ)

新発田市教育委員会

新発田市では、経済的な理由でお困りのご家庭に、小・中学校でかかる費用(新入学学用品・一般学用品の購入費、修学旅行費、給食費など)の一部を補助する就学援助制度を設けています。年度毎に申請が必要ですので、今まで受給していたご家庭も必ず申請してください。

## <お願い>

就学援助を「希望する」・「希望しない」いずれの場合も申請してください。

### 1 補助を受けられる要件

- (1)現在、生活保護を受けている方 ……「要保護」
- (2)要保護に準ずる程度に生活が困窮している方で、おおむね次のような要件に該当する方 ……「準要保護」
  - ①生活保護の停止又は廃止
  - ②世帯全員が市町村民税非課税
  - ③市町村民税、個人の事業税、固定資産税、国民年金掛金、国民健康保険税の減免又は徴収の猶予
  - ④児童扶養手当(児童手当ではありません)の受給、生活福祉資金の借受
  - ⑤世帯全員の前年(令和7年分)の総所得金額が、新発田市の定める基準以下の世帯(下記参照)

#### 【新発田市の定める基準】(家族構成の例と所得額基準額)

世帯人数	家族構成	世帯全員の総所得額の基準
2人	・母 35歳 ・小学生 1人	227万円程度以下
3人	・父 38歳 ・母 35歳 ・小学生 1人	248万円 //
	・母 35歳 ・中学生 1人 ・小学生 1人	312万円 //
4人	・父 45歳 ・母 39歳 ・中学生 1人 ・小学生 1人	313万円 //
	・父 38歳 ・母 35歳 ・小学生 2人	292万円 //
5人	・父 50歳 ・母 45歳 ・高校生 1人 ・小学生 2人	315万円 //
	・父 45歳 ・母 39歳 ・中学生 1人 ・小学生 2人	344万円 //
	・父 38歳 ・母 35歳 ・小学生 2人 ・幼稚園児 1人	311万円 //
6人	・父 38歳 ・母 35歳 ・小学生 2人	353万円 //
	・祖父 64歳 ・祖母 61歳	

※上の表は、あくまで「目安」です。家族構成、年齢、家賃の有無などによって異なります。

※所得額：・給与所得の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」をご覧ください。

・事業所得の場合、確定申告の際の所得金額

◎以下の場合は、本制度の対象になりませんので、希望しない旨の申請を行ってください。

・児童福祉法に定める児童福祉施設(里親)、指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている

### 2 申請方法

就学援助の希望の有無に応じた URL 又は QR コードから申請を行ってください。

なお、兄弟姉妹分をまとめて申請することはできません。必ず1人ずつ申請してください。

【希望する場合】	【希望しない場合】
URL : <a href="https://apply.e-tumo.jp/city-shibata-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=28438">https://apply.e-tumo.jp/city-shibata-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=28438</a> 	URL : <a href="https://apply.e-tumo.jp/city-shibata-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=28439">https://apply.e-tumo.jp/city-shibata-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=28439</a> 
申請受付期間：令和8年2月4日(水)から令和8年2月20日(金)まで	

※オンラインによる申請が難しい場合又は上記期間外に申請をする場合は、紙による申請を受けけますので、新発田市教育委員会もしくは現在就学している学校にお申し出ください。

※なお、希望する場合の申請は、年度途中でも随時受け付けます。一度希望しない旨の申請をしても、家庭状況の変動等により支援が必要となれば、再度申請を行ってください。ただし、申請を受理した月からの認定審査となり、支給額は認定月分からとなります。年度途中の申請方法については、新発田市教育委員会もしくは現在就学している学校にお問い合わせください。

### 3 申請上の注意

(1)令和8年度(令和7年分)の確定申告(市民税申告)をしていないとご家庭の総所得額が確認できないため、審査することができません。扶養に入っていない配偶者や仕事を持っている児童生徒の兄弟、同一生計世帯の叔父・叔母なども対象になりますので、収入の有無にかかわらず必ず申告手続きを行ってください。

(2)令和8年1月1日現在で新発田市以外に住所があった方は、令和8年度(令和7年分)の所得・課税証明書を提出してください。(各市町村での証明書の発行は6月中旬頃となりますので、後日送付する案内文書に従って書類を提出してください。)

### 4 審査結果通知

申請の受理後、教育委員会では、学校長の意見を聴き、世帯の所得状況等を審査し、6月下旬から7月上旬頃に保護者あてに審査結果通知を郵送します。

#### 【補助の対象となる費用及び支給時期】

補助費目	説明	補助する額【年額(予定)】	支給時期(予定)
学校給食費	学校給食費にかかる食材料費	実費	7月下旬 12月上旬 2月下旬
医療費	学校病(結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、虫歯等)※アレルギー性疾患は対象外の治療にかかる医療費のみ対象。上記疾病が見つかったら、学校に申し出て医療券の交付を受け、必ず医療券を持参して受診してください。 ※医療券交付前に受診された場合は、領収書の保管をお願いします。		治療完了後
日本スポーツ振興センター共済掛金		免除 ※4月認定者のみ	

※生活保護世帯で教育扶助を受けている方については、医療費のみが援助の対象となります。

※市外から新発田市立小・中学校に就学している場合には、学校給食費と医療費について新発田市の援助対象になります。

その他の支援費目について、詳しくは住所地の市町村教育委員会にお問い合わせください。

【お問合せ先】 新発田市教育委員会 学校教育課 学務係 電話22-9532(内線2213)